

告 示

埼玉県監査委員告示第八号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和四年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年六月十三日

埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	間 嶋 順 一
埼玉県監査委員	武 内 政 文
埼玉県監査委員	岡 地 優

監査テーマ：農林業振興政策に係る財務事務の執行状況について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
県産米競争力強化プロジェクト推進事業【報告書73ページ】	<p>【指摘1】 契約の締結に要する費用である印紙代は受託者が負担すべきである。</p> <p>本契約では委託契約書第18条により契約に係る費用は受託者負担であると定められている。しかし、概算払いの委託契約であったため受託者に費用に係る明細書を提出させ内訳を確認したところ、その中に「印紙代」が含まれており、実質県が契約費用を負担したこととなっている。</p> <p>印紙代を県が負担することは契約違反であり、受託者に印紙代を返納するよう指導し、今後は契約内容の遵守を徹底するべきである。</p>	<p>受託者に対し印紙代を返納するよう求め、令和5年3月31日に返納させるとともに、今後は契約内容の遵守を徹底するよう指導した。</p> <p>また、再発防止のため印紙税の負担について、課内に周知徹底した。</p>	生産振興課